

小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定

宇部市（以下、「甲」という。）と小野地区コミュニティ推進協議会（以下、「乙」という。）は、甲が住民に対して、乙の小野きずなトーク（小野地区コミュニティ無線）を利用して、災害情報等の伝達を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が住民に対して、甲の所有する無線自動連動システムにより、甲の防災行政無線を乙の小野きずなトークと接続し、災害情報等の伝達を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害等）

第2条 この協定において対象とする災害等は、次のとおりとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害。
- （2） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃事態等。
- （3） その他甲が対策を必要と認める事象。

（伝達する情報）

第3条 伝達する災害情報等は、次のとおりとする。

- （1） 気象等の特別警報
- （2） 緊急地震速報
- （3） 国民保護情報（弾道ミサイル情報等）
- （4） 避難に関する情報
- （5） その他甲が必要と認める情報

（運用）

第4条 乙は、小野きずなトークの運用にあたり、甲が災害時に行う防災行政無線の通信を確保するよう努めるものとする。

（設備の管理）

第5条 乙は、甲が乙の施設内に設置する無線自動連動システムの設備を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第6条 無線自動連動システムの点検、更新等に要する費用は、甲の負担とする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成30年11月9日

甲 宇部市
宇部市長 久保田 后子

乙 小野地区コミュニティ推進協議会
会長 村谷 啓介